

倉吉市上下水道局告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による倉吉都市計画審議会の議を経て都市計画を決定し、同条第3項の規定による鳥取県知事との協議が完了したため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 倉吉都市計画下水道
名称 倉吉市公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する区域
国府、福守町、不入岡
- 3 都市計画の縦覧場所
倉吉市上下水道局 工務課（倉吉市役所本庁舎）